

## 社会福祉主事任用資格(社会学部)

社会福祉主事任用資格は、都道府県、市町村の行政職や福祉職等の公務員試験に合格して、福祉事務所、児童相談所等のケースワーカーなどに採用される場合に有効な資格です。

また、社会福祉主事は、児童相談所や身体障害者更生相談所など専門行政機関における相談援助職の基礎資格とされています。

### 1. 社会福祉主事任用資格

#### (1)社会福祉主事の職務

社会福祉法の第 18 条3項および4項にあるように、福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とします。

#### (2)社会福祉主事の資格の取得

社会福祉法の第 19 条1項1号に、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者とあり、指定科目の中から3科目以上履修することにより資格を取得できます。

本学社会学部における開講科目は次のとおりです。

学科	2016 年度入学生	2015 年度以前入学生
社会	法学概論、心理学概論、社会学概論、経済原論、民法、社会政策論	法学概論、心理学概論、社会学概論、リハビリテーション論
コミュニティマネジメント	法学概論、心理学概論、経済原論、民法、社会政策論	法学概論、心理学概論、民法
現代福祉	社会福祉原論、社会福祉調査論、福祉行財政と福祉計画、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論Ⅰ・Ⅱ(要2科目履修)、障害者福祉論Ⅰ・Ⅱ(要2科目履修)、精神医学概論、高齢者福祉論Ⅰ・Ⅱ(要2科目履修)、医療ソーシャルワーク、地域福祉論、法学概論、心理学概論、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、経済原論、民法、社会政策論	
地域福祉 臨床福祉		社会福祉原論、社会福祉調査論、福祉行財政と福祉計画、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、障害者福祉論、精神医学概論、高齢者福祉論、医療ソーシャルワーク、地域福祉論、法学概論、心理学概論、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、介護福祉論

\* 社会福祉主事資格は任用資格ですが、施設・機関によっては求人の際の受験資格として社会福祉主事資格取得見込を条件としているところもあるので注意してください。